

官報

昭和五十七年四月十六日

○第九十六回 参議院會議録第十四号

昭和五十七年四月十六日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十四号

昭和五十七年四月十六日

午前十時開議

第一 日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

第二 日本国政府とパングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

第三 商業登記法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

第五 旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 日本学校健康会法案(第九十三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

日程第一 日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 日本国政府とパングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

以上両件を一括して議題といたします。

昭和五十七年四月十六日 参議院會議録第十四号

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件外一件

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長稲嶺一郎君。

審査報告書

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月十五日

外務委員長 稲嶺 一郎

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、戦後我が国が諸外国との間で締結した文化協定とはほぼ同様の内容のものであつて、我が国とスペインとの間で文化及び教育の各分野における交流を奨励すること等を規定したものである。この協定を締結することは、我が国とスペインとの間の文化交流の一層の促進に資すると思われ、妥当な措置と認め

た。

二、費用

別に費用を要しない。

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十七年三月十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定

定

日本国政府及びスペイン政府は、文化の面における両国間の歴史的な関係を想起し、

歴史的な文化遺産を有する両国間の文化の面における協力を助長し、かつ、発展させようとする共通の希望に動かされ、

この協力が両国間の相互理解及び友好関係の増進に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国政府は、学者、教員、研究員、学生、芸術家、文化機関又は教育研究機関の構成員その他文化的活動又は教育研究活動に従事する者の両国間における交換を奨励する。

2 両締約国政府は、両国の文化機関及び教育研究機関の間における密接な協力を奨励する。

第二条

各締約国政府は、自国において、他方の国の国民に対し、修学又は研究のための奨学金その他の便宜を与えるよう努力する。

第三条

各締約国政府は、自国において、大学その他の教育研究機関における他方の国の言語、文学、歴史、地理、経済及び文化一般についての教育及び研究を奨励する。

第四条

両締約国政府は、他方の国の大学その他の教育機関における修学中に又は修学終了の際に取得される学位、資格証書その他の証明書及び他方の国において取得されるその他の資格証書が、修学上の目的又は適当な場合には職業上の目的のために、それぞれの国においていかなる範囲内及びいかなる条件の下で同等の価値を認められるかに

ついて研究する。

第五条

各締約国政府は、修学の目的で自国を訪問する他方の国の国民に対し、博物館、図書館、公文書館、文獻センターその他文化的性質を有する施設の利用についてできる限りの便宜を与える。

第六条

各締約国政府は、特に次の手段により、他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解することを奨励し、及び容易にする。

(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物

(b) ラジオ番組及びテレビジョン番組

(c) フィルム、テープ、音盤その他の視聴覚資料

(d) 美術展覧会、工芸品展覧会その他の文化的展示会

(e) 講演、セミナー及び会議

(f) 演奏会及び舞台芸術

(g) 文化的性質を有する祭典及び国際コンクール

各締約国政府は、自国において、他方の国の国民又は団体により製作された文学的、芸術的又は学術的内容の著作物の翻訳、複製及び出版を奨励する。

各締約国政府は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン及び映画の分野における交流を容易にする。

各締約国政府は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン及び映画の分野における交流を容易にする。

各締約国政府は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン及び映画の分野における交流を容易にする。

各締約国政府は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン及び映画の分野における交流を容易にする。

各締約国政府は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン及び映画の分野における交流を容易にする。

各締約国政府は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン及び映画の分野における交流を容易にする。

各締約国政府は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン及び映画の分野における交流を容易にする。

この協定は、批准されなければならない。この

昭和五十七年四月十六日 参議院會議録第十四号

協定は、東京で行われる批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十二条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を文書により通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十二年三月五日にマドリッドで、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
林屋永吉

スペイン政府のために
J. P. P. ジョルカ

審査報告書

日本国政府とパングラデシ・人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月十五日

外務委員長 稲嶺 一郎
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、戦後我が国が諸外国との間で締結した文化協定とは同様の内容のものであつて、我が国とパングラデシ・人民共和国との間で文化及び教育の各分野における交流を奨励すること等を規定したものである。この協定を締結することは、我が国とパングラデシ・人民共和国との間の文化交流の一層の促進に資すると

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件外一件

思われるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

日本国政府とパングラデシ・人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めの件

右
国会に提出する。

昭和五十七年三月十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

日本国政府とパングラデシ・人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めの件

日本国政府とパングラデシ・人民共和国政府との間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府とパングラデシ・人民共和国政府との間の文化協定

日本国政府及びパングラデシ・人民共和国政府は、文化及び教育の分野における両国間の協力を助長し、かつ、発展させようとする共通の希望に動かされ、この協力が両国間に存在する相互理解及び友好関係の増進に寄与することを確信して、文化協定を締結することに決定し、次のとおり協定した。

第一条

1 両国政府は、学者、教員、研究員、学生、芸術家、文化的機関又は教育的機関の構成員その他文化的又は教育的活動に従事する者の両国間における交換を奨励する。

2 両国政府は、両国の文化的機関、教育的機関及び専門的機関の間における密接な協力を奨励する。

第二条

各国政府は、他方の国の国民に対し、自国にお

ける修学、訓練又は研究のための奨学金その他の便宜を与えるよう努力する。

第三条

両国政府は、他方の国の大学その他の教育的機関における修学中に又は修学終了の際に取得される学位、資格証書その他の証明書及び他方の国において取得されるその他の資格証書が、修学上の目的又は適当な場合には職業上の目的のために、それぞれ他方の国においていかなる範囲内及びいかなる条件の下で同等の価値を認められるかについて研究する。

第四条

各国政府は、自国において、他方の国の国民に対し、美術館、博物館、図書館、公文書館、文献センターその他の文化的性質を有する施設の利用についてできる限りの便宜を与える。

第五条

各国政府は、特に次の手段により、他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解することをできる限り奨励し、及び容易にする。

- (a) 書籍、定期刊行物その他の出版物
- (b) ラジオ番組及びテレビジョン番組
- (c) フィルム、テープ、音盤その他の視聴覚資料
- (d) 美術展覧会、工芸品展覧会その他の文化的展示会
- (e) 講演、セミナー及び会議
- (f) 演奏会及び舞台芸術
- (g) 文化的性質を有する祭典及び国際コンクール

第六条

両国政府は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン及び映画の分野における交流を容易にする。

第七条

両国政府は、両国の青少年及び青少年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び交流を奨励する。

第八条

両国政府は、両国の国民の間の相互理解を促進するため、両国間における観光旅行を奨励する。

第九条

三三六

両国政府は、この協定に定める交流の進捗状況を検討し、及びこの協定の実施を確保するため、必要に応じて又は一方の政府の要請に基づき、日本国及びパングラデシ・人民共和国において交互に協議を行う。

第十条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。

第十一条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の政府がこの協定を終了させる意思を文書により通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十二年二月十日にダッカで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
大塚博比古

パングラデシ・人民共和国政府のために
シャムスル・フダ・チャードリ

「稲嶺一郎君登場、拍手」

○稲嶺一郎君 たいだいま議題となりましたスペイン及びパングラデシ・人民共和国の各文化協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

これらの協定は、戦後我が国が諸外国と締結した文化協定とは同様の内容のものでありまして、わが国とスペイン及びわが国とパングラデシ・人民共和国との間で、それぞれ学者、学生、芸術家の交換等、文化及び教育の分野における交流を奨励することを定めております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨十五日質疑を終え、別に討論もなく、採決の

結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。
以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより両件を一括して採決いたします。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。
よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

〔賛成者起立〕
○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。
よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(徳永正利君) 日程第三 商業登記法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第四 沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。
法務委員長鈴木一弘君。

審査報告書
商業登記法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月十五日
法務委員長 鈴木 一弘
参議院議長 徳永 正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法は、最近の社会経済情勢にかんがみ、商号の仮登記の制度を拡大しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。
商業登記法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十七年四月十六日 参議院会議録第十四号

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年三月二十六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

商業登記法の一部を改正する法律案
商業登記法の一部を改正する法律案
商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第十六号中「第三十五条第三項」の下に「若しくは第三十五条の二第三項」を加える。
第三十五条の見出しを「(本店の移転等に係る商号の仮登記)」に改め、同条第一項中「「移転すべき」を「「移転すべき」に改め、登記所に」の下に「その商号、目的又は商号及び目的を」を加えようとするときは本店の所在地を管轄する登記所に、」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

2 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的(第四号及び第五号に規定する商号の仮登記に限る。)

三 本店
四 本店の移転に係る商号の仮登記にあつては、本店を移転すべき市町村
五 商号の変更に係る商号の仮登記にあつては、変更により定めるべき商号
六 目的の変更に係る商号の仮登記にあつては、変更により定めるべき目的
七 商号及び目的の変更に係る商号の仮登記にあつては、変更により定めるべき商号及び目的

八 本店移転の登記又は商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記までの期間
3 前項第八号の期間は、本店移転の登記については三年、商号、目的又は商号及び目的の変更の登記については一年を超えなければならない。
第三十五条の次に次の二条を加える。
(株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記)

第三十五条の二 発起人又は社員(以下この節において「発起人等」という。)は、株式会社又は有限会社を設立しようとするときは、本店の所在地を管轄する登記所に、商号の仮登記を申請することができる。

2 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

3 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

3 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

3 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

第三十五条の二 発起人又は社員(以下この節において「発起人等」という。)は、株式会社又は有限会社を設立しようとするときは、本店の所在地を管轄する登記所に、商号の仮登記を申請することができる。

2 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

3 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

3 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

3 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

3 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

3 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

3 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

3 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

3 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

3 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 目的
三 本店が所在すべき市町村
四 発起人等の全員の氏名及び住所
五 設立の登記までの期間

商号の仮登記をしていない場合において、本店を他の市町村に移転したとき。
三 商号の仮登記の必要がなくなったとき。
第三十七条第二項中「会社」の下に「又は発起人等」を加える。
第三十八条を次のように改める。
(商号の仮登記の申請書の添付書類等)
第三十八条 商号の仮登記の申請書及び第三十六条第一項の登記の申請書には、供託物受入れの記載がある供託書の謄本を添付しなければならない。

2 本店の移転に係る商号の仮登記の申請書には、会社の登記簿の謄本及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を、株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記の申請書には定款を添付しなければならない。
3 本店の移転に係る商号の仮登記につき第三十六条第一項又は前条第一項の規定による申請をするには、申請書に会社の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

4 本店の移転に係る商号の仮登記については、第三十六条第二項の登記の申請書には、前項に規定する書面及び会社の本店の所在地において変更の登記をしたことを証する書面を添付しなければならない。
5 第三十六条第三項の登記の申請書には、発起人等の氏、名又は住所の変更の登記の申請をする場合を除き、定款を添付しなければならない。
6 第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の移転に係る商号の仮登記及び株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記に関する申請については、適用しない。
第三十九条に見出しとして「(商号の仮登記と第二十七条の規定の適用)」を付する。
第四十条を次のように改める。
(商号の仮登記の職権抹消)
第四十条 登記官は、次の場合には、商号の仮登記を抹消しなければならない。
一 会社又は会社を代表すべき者が予定期間内

2 本店の移転に係る商号の仮登記の申請書には、会社の登記簿の謄本及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を、株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記の申請書には定款を添付しなければならない。
3 本店の移転に係る商号の仮登記につき第三十六条第一項又は前条第一項の規定による申請をするには、申請書に会社の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

4 本店の移転に係る商号の仮登記については、第三十六条第二項の登記の申請書には、前項に規定する書面及び会社の本店の所在地において変更の登記をしたことを証する書面を添付しなければならない。
5 第三十六条第三項の登記の申請書には、発起人等の氏、名又は住所の変更の登記の申請をする場合を除き、定款を添付しなければならない。
6 第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の移転に係る商号の仮登記及び株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記に関する申請については、適用しない。
第三十九条に見出しとして「(商号の仮登記と第二十七条の規定の適用)」を付する。
第四十条を次のように改める。
(商号の仮登記の職権抹消)
第四十条 登記官は、次の場合には、商号の仮登記を抹消しなければならない。
一 会社又は会社を代表すべき者が予定期間内

2 本店の移転に係る商号の仮登記の申請書には、会社の登記簿の謄本及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を、株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記の申請書には定款を添付しなければならない。
3 本店の移転に係る商号の仮登記につき第三十六条第一項又は前条第一項の規定による申請をするには、申請書に会社の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

4 本店の移転に係る商号の仮登記については、第三十六条第二項の登記の申請書には、前項に規定する書面及び会社の本店の所在地において変更の登記をしたことを証する書面を添付しなければならない。
5 第三十六条第三項の登記の申請書には、発起人等の氏、名又は住所の変更の登記の申請をする場合を除き、定款を添付しなければならない。
6 第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の移転に係る商号の仮登記及び株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記に関する申請については、適用しない。
第三十九条に見出しとして「(商号の仮登記と第二十七条の規定の適用)」を付する。
第四十条を次のように改める。
(商号の仮登記の職権抹消)
第四十条 登記官は、次の場合には、商号の仮登記を抹消しなければならない。
一 会社又は会社を代表すべき者が予定期間内

2 本店の移転に係る商号の仮登記の申請書には、会社の登記簿の謄本及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を、株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記の申請書には定款を添付しなければならない。
3 本店の移転に係る商号の仮登記につき第三十六条第一項又は前条第一項の規定による申請をするには、申請書に会社の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

4 本店の移転に係る商号の仮登記については、第三十六条第二項の登記の申請書には、前項に規定する書面及び会社の本店の所在地において変更の登記をしたことを証する書面を添付しなければならない。
5 第三十六条第三項の登記の申請書には、発起人等の氏、名又は住所の変更の登記の申請をする場合を除き、定款を添付しなければならない。
6 第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の移転に係る商号の仮登記及び株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記に関する申請については、適用しない。
第三十九条に見出しとして「(商号の仮登記と第二十七条の規定の適用)」を付する。
第四十条を次のように改める。
(商号の仮登記の職権抹消)
第四十条 登記官は、次の場合には、商号の仮登記を抹消しなければならない。
一 会社又は会社を代表すべき者が予定期間内

2 本店の移転に係る商号の仮登記の申請書には、会社の登記簿の謄本及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を、株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記の申請書には定款を添付しなければならない。
3 本店の移転に係る商号の仮登記につき第三十六条第一項又は前条第一項の規定による申請をするには、申請書に会社の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

4 本店の移転に係る商号の仮登記については、第三十六条第二項の登記の申請書には、前項に規定する書面及び会社の本店の所在地において変更の登記をしたことを証する書面を添付しなければならない。
5 第三十六条第三項の登記の申請書には、発起人等の氏、名又は住所の変更の登記の申請をする場合を除き、定款を添付しなければならない。
6 第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の移転に係る商号の仮登記及び株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記に関する申請については、適用しない。
第三十九条に見出しとして「(商号の仮登記と第二十七条の規定の適用)」を付する。
第四十条を次のように改める。
(商号の仮登記の職権抹消)
第四十条 登記官は、次の場合には、商号の仮登記を抹消しなければならない。
一 会社又は会社を代表すべき者が予定期間内

昭和五十七年四月十六日 参議院會議録第十四号

商業登記法の一部を改正する法律案外一件 旅行業法の一部を改正する法律案

三三八

に本店移転の登記、商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記又は設立の登記をしたとき。

二 会社又は会社を代表すべき者が本店移転の登記、商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記又は設立の登記をしないので、予定期間が経過したとき。

第四十一条に見出しとして「(供託金の取戻し等)」を付し、同条第一項を次のように改める。

予定期間内に本店移転の登記、商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記又は設立の登記がされたときは、会社又は発起人等は、供託金を取り戻すことができる。ただし、第三十七条第一項第一号又は第二号に掲げる場合には、この限りでない。

第四十二条中「及び第三十五条第二項第三号」を、「第三十五条第二項第四号、第三十五条の二第二項第三号及び第三十七条第一項第二号」に改める。

第八十七条第二号中「商法」を削る。

附則

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
昭和五十七年四月十五日

提出者
法務委員長 鈴木 一弘
参議院議長 徳永 正利殿

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法(昭和四十五年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「沖繩の復帰の日から起算して十年間に限り」を「沖繩の復帰の月以後引き続き

行方限り、当分の間」に改め、同条第二項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 沖繩の復帰の日の前日において沖繩の法令の規定による弁護士であった者のうち、弁護士法(昭和二十四年法律第二十五号)の規定による弁護士となる資格を有する者及びこの法律による改正後の沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法第七條の規定により弁護士法第三條に規定する事務を行うことができる者以外の者については、この法律による改正前の沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法第七條の規定は、なおその効力を有する。

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

○鈴木一弘君 たいだいま議題となりました二法案のうち、まず商業登記法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近の社会経済情勢に対応して、商号の仮登記をすることができるとを拡大しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、会社は、その商号または目的を変更しようとするときは、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができること、第二に、株式会社または有限会社を設立しようとするときは、発起人または社員は、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができること、第三に、今回の改正による商号の仮登記の予定期間は、一年を超えることができな

いこと等であります。

委員会におきましては、商号の不正使用に対する商法及び不正競争防止法の適用状況、商号専用権悪用の実態、総会屋対策としての本改正の効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わし、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

次に、沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会を代表して、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

沖繩の復帰の際、沖繩の法令による弁護士資格者等のうち、本邦の法曹資格を取得することができなかつた者については、暫定措置として、復帰の日から五年間に限り、沖繩において弁護士の事務を行うことができるという救済措置がとられました。その後昭和五十二年に、この期間がさらに五年延長されたことは御承知のとおりであります。したがって、この暫定措置は、本年の五月十四日限りということになります。

現在、弁護士の事務を行っている沖繩弁護士の数は十七人であり、この沖繩弁護士は、過去十年もの長い期間、誠心誠意その事務を行ってきたおり、その実績は一般に評価されています。このような事情に加えて、その生活利益の保護という観点から、この沖繩弁護士に対する救済措置が図られるべきであると考え、この法律案を提出する次第であります。

この法律案の要旨は、このような考えのもとに、沖繩の復帰の月から沖繩弁護士として引き続きその事務を行っている者について、当分の間、その者が沖繩において引き続き行方限り、その事務を行うことができるものとするものであります。以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第五 旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

審査報告書

旅行業法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月十五日

参議院議長 徳永 正利殿
運輸委員長 桑名 義治

要領書

一、委員会の決定の理由
最近における旅行業務に関する取引の実態にかんがみ、一般旅行業者又は国内旅行業者の募集する主催旅行の確実かつ円滑な実施その他旅行業者の業務の適正な運営を図ることに、旅行業者の行う取引の公正を維持し、旅行の安全を確保し、旅行者の利便を増進する等所要の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

(一) 旅行業者の実情にかんがみ、特に中小企業者の育成について配慮すること。
(二) 旅行者保護のため、無登録業者の取締りに努めること。
(三) 国際航空運賃の収受の適正化については、関係事業者と適切な指導を行うこと。
(四) 最近の国民の旅行動向に即応して、旅行者の保護及び観光関係事業の発展のための所要の措置を講ずること。

右決議する。

旅行業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年三月二十六日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

旅行業法の一部を改正する法律案
旅行業法の一部を改正する法律
旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の
一部を次のように改正する。

第一条中「実施する」を「実施し、あわせて旅行
業を営む者の業務の適正な運営を確保する」に、
「旅行業を営む者の行なう取引の公正を確保し、
もつて」を「旅行業務に関する取引の公正の維持」
に、「に資する」を「を図る」に改める。

第二条に次の二項を加える。

3 この法律で「主権旅行」とは、旅行業を営む者
が、あらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行
者が提供を受けることができる運送又は宿泊の
サービスの内容及び旅行者が旅行業を営む者に
支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に
関する計画を作成し、これに参加する旅行者を
広告その他の方法により募集して実施する旅行
をいう。

4 この法律で「主権旅行契約」とは、主権旅行に
係る第一項第一号から第六号までに掲げる旅行
業務の取扱に関し、旅行業を営む者が旅行者
と締結する契約をいう。

第四条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第
二号を次のように改める。

二 主たる営業所及びその他の営業所の名称及
び所在地

第四条第一項中第七号を第八号とし、第六号を
第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 一般旅行業又は国内旅行業を営もうとする
者にあつては、主権旅行を実施するものである
かどうかの別

第六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第
一号中「取消」を「取消し」に、「二年」を「五年」に

昭和五十七年四月十六日 参議院会議録第十四号

旅行業法の一部を改正する法律案

改め、「経過していない者」の下に「(当該登録を取
り消された者が法人である場合においては、当該
取消しに係る期間の期日及び場所の公示の日前六
十日以内に当該法人の役員であつた者で、当該
取消しの日から五年を経過していないものを含
む)」を加え、同項第二号中「三年の懲役又は禁
この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ
を加え、「終り」を「終わり」に、「二年」を「五年」に
改め、同項第三号中「最近二年間」を「申請前五年
以内」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」
に改め、同項第八号を次のように改める。

八 一般旅行業又は国内旅行業を営もうとする
者であつて、当該事業を遂行するために必要
と認められる運輸省令で定める基準に適合す
る財産的基礎を有しないもの

第六条第一項に次の一号を加える。

九 旅行業代理店業を営もうとする者であつ
て、その代理する旅行業を営む者が二以上で
あるもの

第六条の二中「旅行業」を「一般旅行業及び国内
旅行業」に改める。

第六条の三第一項中「旅行業の」を「一般旅行業
又は国内旅行業の」に改め、同条に次の二項を加
える。

3 前条の登録の有効期間の満了の日までに更新
の登録の申請があつた場合において、その申請
について前項において準用する第五条第二項又
は第六条第二項の通知があるまでの間は、当該
申請に係る登録は、前条の登録の有効期間の満
了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新の登録
がなされたときは、その登録の有効期間は、従
前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算
するものとする。

第六条の四第一項中「三十日以内」の下に、「運
輸省令で定める書類を添付して」を加え、同条第
二項ただし書を次のように改める。

ただし、その届出が新たに主権旅行を実施す
る旨又は新たな営業所を設置した旨のものであ
る場合において、第八条第二項又は第二十二条

の八第三項において準用する次条第二項の規定
による届出がないときは、その登録をしないも
のとする。

第七条第二項中「旅行業者」を「一般旅行業者又
は国内旅行業者」に、「受入の記載ある供託書の写
を添付して」を「受入の記載のある供託書の写し
を添付して」に改め、同条第三項から第五項まで
の規定中「旅行業者」を「一般旅行業者又は国内旅
行業者」に改める。

第八条第一項中「営業所を設置したとき」を「主
権旅行を実施することとし、又は新たな営業所を
設置することとしたとき」に改め、同項に後段と
して次のように加える。

主権旅行を実施する一般旅行業者又は国内旅
行業者が第十四条の二第四項の規定により自己
を代理して主権旅行契約を締結する業務を行う
ことができる営業所を新たに設置したため、そ
の営業保証金の額が第十一条第一項に規定する
額に不足することとなる場合における当該不足
額についても、同様とする。

第十一条第一項を次のように改める。

一般旅行業者又は国内旅行業者が供託すべき
営業保証金の額は、次に掲げる区分ごとに、旅
行業務に関する取引に係る債務の額及び弁済の
状況その他旅行業務に関する取引の実情並びに
を考慮して運輸省令で定めるところにより算定
した額の合計額に、第十四条の三第一項の規定
により供託すべき額を加算した額とする。

一 一般旅行業又は国内旅行業の別
二 主権旅行を実施するものであるかどうかの
別

三 主たる営業所又はその他の営業所の別
四 前号のその他の営業所について次に掲げる
営業所の別

イ その営業所
ロ 旅行業代理店業を営む者に旅行業務を取
り扱わせる者にあつては、次条第一項の規
定によりその営業所とみなされる営業所

第十一条第二項中「前項」の下に「又は第十四条
の三第一項」を加え、同条第三項中「第十一

項」の下に「又は第十四条の三第一項」を加え、
同条第四項中「第一項」の下に「又は第十四条の三
第一項」を加え、「これを」を「これを」に、「取りも
どす」を取り戻すに改める。

第十一条の二の見出し中「の営業所」を「に關す
の特例等」に改め、同条中「供託の下に」及びその
取戻しを加え、「旅行業者」を「一般旅行業者又は
国内旅行業者(以下「所属旅行業者」という。))」に改
め、同条に次の二項を加える。

2 旅行業代理店業者は、その所属旅行業者が第
七条第二項(第八条第二項において準用する場合
を含む。)の規定による届出をした後でなければ、
その事業を開始してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、国内旅行業者を所
属旅行業者とする旅行業代理店業者は、その所
属旅行業者が一般旅行業の登録を受けた場合に
おいて、第九条第二項の規定により国内旅行業
を営むことができるときは、その所属旅行業者
が第七条第二項の規定による届出をするまでの
間、国内旅行業に係る旅行業代理店業を営むこ
とができる。

第十一条の三第一項中「第四項」を「第五項」に改
め、「に關し、」の下に「運輸省令で定めるところに
より」を加え、「行なわす」を「行わす」に改め、同
項ただし書及び各号を削り、同条第四項第一号中
「次に掲げる者」を「次条の規定による一般旅行業
務取扱主任者試験又は国内旅行業務取扱主任者試
験に合格した者」に改め、イ及びロを削り、同項
第二号中「次に掲げる者」を「次条の規定による一
般旅行業務取扱主任者試験に合格した者」に改
め、イ及びロを削り、同項を同条第五項とし、同
条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」
を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条
第一項の次に次の一項を加える。

2 旅行業者は、その営業所の旅行業務取扱主任
者として選任した者のすべてが第六条第一項第
一号から第五号までの一に該当し、又は選任し
た者のすべてが欠けるに至つたときは、新たに
旅行業務取扱主任者を選任するまでの間は、そ
の営業所において旅行業務に關し旅行者と契約
を締結してはならない。

旅行業法の一部を改正する法律案

第十四条の三 委託旅行業者は、受託営業所につ

いて、主催旅行に関する取引の実情を考慮して運輸省令で定めるところにより営業保証金を供託しなければならない。

2 受託旅行業者又はその受託旅行代理店業者は、委託旅行業者が、受託営業所について、第八條第一項後段の規定による営業保証金の不足額の供託をすべきときは同条第二項において準用する第七條第二項の規定による届出があつた後、第八條第一項後段の規定による営業保証金の供託を要しないときは前条第五項前段の規定による届出があつた後でなければ、その受託営業所において委託旅行業者を代理して主催旅行契約を締結する業務を開始してはならない。

(旅行代理店業者の旅行業務等)

第十四条の四 旅行代理店業者は、第十四条の二第二項の規定により代理して主催旅行契約を締結する場合を除き、その所属旅行業者以外の一般旅行業者又は国内旅行業者のために第二條第一項第八号に掲げる旅行業務を取り扱つてはならない。

2 旅行代理店業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行業者の氏名又は名称及び旅行代理店業者である旨を取引の相手方に明示しなければならない。

3 旅行代理店業者は、その営業所において、所属旅行業者を誤認させるような表示をしてはならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

(旅行代理店業者の登録の失効)

第十五条の二 旅行代理店業者の登録は、次の各号の一に該当することとなつたときは、その効力を失う。

一、所属旅行業者のために第二條第一項第八号に掲げる旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失つたとき。

二、所属旅行業者が第二十條の規定により旅行業務の登録を抹消されたとき。

第十八条第一項中「の運輸省令で定める」を「に規定する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 旅行業者は、前項の規定により営業保証金の

供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十八条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する場合において、法務省令、運輸省令で定める日から二十一日以内に旅行業者が前項の届出をしないときは、当該旅行業者に係る登録は、その効力を失う。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

(業務改善命令)

第十八条の三 運輸大臣は、旅行業者の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行業者に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一、旅行業務取扱主任者を解任すること。

二、旅行業務の取扱いの料金又は主催旅行に関し旅行者から收受する対価を変更すること。

三、旅行業務の取扱いを変更すること。

四、主催旅行に係る第十二条の十の運輸省令で定める措置を確実に実施すること。

五、旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができるとする保険契約を締結すること。

六、前各号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

第十九条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「又はこれに基く」を「若しくはこの法律に基づき」に改め、同条第二号中「第六條第一項各号」を「同項各号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項と「同条第一項の次に次の一項を加える。」

2 運輸大臣は、旅行業者が登録を受けてから一年以上以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

第二十條の見出し中「抹消」を「抹消し」に改め、同条中有効期間の下に「(第六條の三第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)」を加

昭和五十七年四月十六日 参議院會議録第十四号

旅行業法の一部を改正する法律案

三四一

知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。

3 運輸大臣は、第一項の場合において、当該旅行業者の所在が不明であるため前項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその所在が判明しないとき、又は当該旅行業者若しくはその代理人が正当な理由がなく聴聞の期日に出席しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第六条第一項、第十八条の三又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による処分をすることができ、第二十三条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第二十三条の二 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十五条の見出し中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、同条中「確保」を「維持」に改め、「旅行業者」の下に「又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者」を加える。

第二十六条第一項中「又は旅行業協会その他のこれらの者の組織する団体」を「第十一条の四第三項若しくは第十二条の十一第一項の指定を受けた者、旅行業協会又は第二十五条の団体」に改め、同条第二項中「若しくは事務所」の下に「又は第十一条の四第三項若しくは第十二条の十一第一項の指定を受けた者」を加える。

第二十八条中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、第四号を第六号とし、同条第三号中「含む。」の下に「又は第十一条の二第二項」を加え、同条第五号とし、同条第二号中「規定による」を「規定に違反して」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 不正の手段により第五条(第六条の三第二項)において準用する場合を含む。)の規定による登録を受けた者

三 第六条の四第一項の規定に違反して変更の届出をしないで主催旅行を実施した者

七 第十二条の九第二項の規定に違反して標識を掲示した者

第二十八条に次の三号を加える。

八 第十四条の四第二項の規定に違反して明示すべき事項を明示しないで取引をした者

七 第十四条の二第五項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして他の旅行業者に主催旅行契約を締結させた者

二 第十二条第一号の次に次の二号を加える。

八 第十四条の三第二項の規定に違反してその業務を開始した者

三 第十二条第二項又は第三項の規定に違反して料金を掲示しなかつた者

九 第十四条の四第一項の規定に違反して所属旅行業者以外の一般旅行業者又は国内旅行業者のために第二号第一項第八号に掲げる旅行業務を取り扱った者

三 第十二条の二第三項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二十九条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第三十二条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第十二条の八」を「第十二条の九第一項」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

第二十九条の二中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「違反した者」を「違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者」に改め、同条第二号を次のように改める。

第一号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第十一号の三第二項の規定に違反して旅行業務に関する旅行者と契約を締結した者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十九条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四 第十二条の五の規定に違反して書面を交付しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十九号の二第五号を次のように改める。

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五 第十二条の八の規定に違反して広告をした者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十九号の二中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六 第十三条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七 第十八条の三の規定による命令に違反した者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「五十万円」に改め、第四号を第十号とし、第三号を第九号とし、同条第二号中「行なわせた」を「行わせた」に改め、同条を同条第四号とし、同条の次に次の四号を加える。

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五 第十二条の七の規定に違反して広告をした者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六 第十二条の九第一項の規定に違反してその営業所において掲すべき標識以外の標識を

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七 第十二条の九第二項の規定に違反して標識を掲示した者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八 第十四条の四第二項の規定に違反して明示すべき事項を明示しないで取引をした者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

九 第十四条の四第三項の規定に違反して料金を掲示しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十 第十四条の四第四項の規定に違反して所属旅行業者以外の一般旅行業者又は国内旅行業者のために第二号第一項第八号に掲げる旅行業務を取り扱った者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十一 第十四条の四第五項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十二 第十四条の四第六項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十三 第十四条の四第七項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十四 第十四条の四第八項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十五 第十四条の四第九項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十六 第十四条の四第十項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十七 第十四条の四第十一項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十八 第十四条の四第十二項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十九 第十四条の四第十三項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十 第十四条の四第十四項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十一 第十四条の四第十五項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十二 第十四条の四第十六項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十三 第十四条の四第十七項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十四 第十四条の四第十八項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十五 第十四条の四第十九項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十六 第十四条の四第二十項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十七 第十四条の四第二十一項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十八 第十四条の四第二十二項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十九 第十四条の四第二十三項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三十 第十四条の四第二十四項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を任用しなかつた者

第二号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

間は、新法第十二条の十一第一項の規定の適用については、「運輸大臣の指定する者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程を修了し、又は運輸省令で定める資格を有し、かつ、旅行の目的地を勘案して運輸省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するもの」とあるのは、「運輸省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するもの」とする。

第七条 この法律の施行前に運輸大臣が旧法第十二条第二項若しくは第十二条の二第三項の規定によりした命令又は旧法第十九条第一項の規定によりした命令若しくは処分は、新法第十八条の三又は第十九条第一項の規定により運輸大臣がした命令又は処分とみなす。

第八条 附則第二項第一項の規定により新法の規定による登録を受けた者とみなされる者に関するこの法律の施行前に生じた旧法第十九条第一項各号に掲げる事由による業務の停止の命令又は登録の取消しの処分については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることができる。

〔案名義治君登壇、拍手〕

○議長（徳永正利君） 大い議題となりました旅行業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における旅行業務に関する取引の実態に対応して、旅行業者の行う取引の公正を維持し、旅行の安全を確保し、旅行者の保護を図るため所要の措置を講じようとするものでありまして、その主な内容は、第一に、主催旅行を実施する旅行業者について営業保証金制度の充実強化を図るとともに、主催旅行に同行する主任の添乗員については、一定の研修等を義務づけること、第二に、旅行業務取扱主任者の職務についての準則

を定め、旅行業代理店業者の所屬を明確にする等旅行業者の業務運営の適正化を図るための規定を整備すること、第三に、不健全旅行等への関与の防止対策として、旅行業者及びその従業者が旅行地の法令に違反するサービスに関与することを禁止すること等であり、委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法は案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、小柳理事より各派共同提案に係る四項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（徳永正利君） これより採決をいたします。

○議長（徳永正利君） 賛成者起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（徳永正利君） 日程第六 日本学校健康会法案（第九十三回国会内閣提出 第九十四回国会衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長片山正英君。

審査報告書

日本学校健康会法案

右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月十五日

文教委員長 片山 正英

参議院議長 徳永 正利殿

附則第六條第二項及び第三項中「昭和五十六年

四月一日」を「昭和五十七年四月一日」に改める。
附則第九條中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。
附則第十六條及び第十八條から第二十条までの規定中昭和五十六年法律第 号」を「昭和五十七年法律第 号」に改める。

学校及び地域の実情を踏まえて適切に対処すること。
五、米、小麦粉、牛乳に対する国庫補助の継続、食品、食器等の検査及び関係者に対する必要な情報の提供、研修の充実を努めること。
六、日本学校健康会の統合・発足に当たっては、職員等の雇用を継続するとともに、従前の労使間の慣行を尊重し、労働条件が低下しないよう十分配慮すること。

一、委員会の決定の理由
本法は、日本学校給食会と日本学校安全会を統合して、新たに日本学校健康会を設立し、児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、学校安全及び学校給食の普及充実、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する給付、学校給食用物資の供給等の業務を行わせようとするものであり、おおむね妥当な措置と認め、日本学校健康会の最初の事業年度等について所要の修正を行った。

一、費用
本法施行に要する経費として、昭和五十七年度一般会計予算に三十七億三千万円が計上されている。

附帯決議
政府は、心身ともに健康な児童、生徒等を育成するため、左記の事項について十分検討、配慮すべきである。

一、日本学校健康会の業務の総合的かつ効率的運営に努めるとともに、運営審議会の委員の選任に当たっては広く関係者の意見が反映されるよう配慮すること。

二、学校の施設・設備の安全性及び環境衛生の維持向上を図るとともに、養護教諭、学校栄養職員等の適正配置に努めること。

三、災害共済給付については、とくに重度障害者に対する給付及び不服審査の処理を含めて改善充実を努めること。

四、学校食堂を含む施設・設備の整備を一層進め、とくに中学校、養護学校等における給食の普及に努めるとともに、共同調理場については

日本学校健康会法案（第九十三回国会内閣提出、本院継続審査）
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。
昭和五十六年五月十五日
参議院議長 徳永 正利殿 福田 一

日本学校健康会法案（小字及び一は衆議院修正）
日本学校健康会法案

目次
第一章 総則（第一条―第六条）
第二章 役員及び職員（第七条―第十六条）
第三章 運営審議会（第十七条―第十八条）
第四章 業務（第十九条―第二十六条）
第五章 財務及び会計（第二十七条―第三十六条）

第六章 監督及び国の補助（第三十七条―第四十条）
第七章 雑則（第四十一条―第四十七条）
第八章 罰則（第四十八条―第五十条）
附則

第一章 総則
第一条（目的）
日本学校健康会は、児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、学校安全及び学校給食の普及充実、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の適正円滑な供給等を行い、もつ

昭和五十七年四月十六日 参議院会議録第十四号
旅行業法の一部を改正する法律案 日本学校健康会法案

て心身ともに健康な児童、生徒等の育成に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本学校健康会(以下「健康会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 健康会は、主たる事務所を東京都に置く。

第四条 健康会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第五条 健康会でない者は、日本学校健康会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、健康会について準用する。

第二章 役員及び職員

第七条 健康会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

第八条 健康会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、健康会を代表し、その業務を総理する。

第十条 理事(非常勤の理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して健康会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第十一条 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して健康会の業務を掌理する。

第十二条 監事は、健康会の業務を監査する。

第十三条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任期)

第十四条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

第十五条 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十六条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十七条 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十九条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

第二十条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の業務違反があるとき。

三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十一条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十二条 健康会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

この場合には、監事が健康会を代表する。

(職員の任命)

第二十三条 健康会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十四条 健康会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

第二十五条 健康会に、運営審議会を置く。

第二十六条 運営審議会は、二十五人以上の委員で組織する。

第二十七条 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、健康会の業務の運営に関する重要事項について審議する。

第二十八条 運営審議会は、健康会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができない。

(委員)

第二十九条 委員は、健康会の業務の運営に関係を有する者及び健康会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

第三十条 委員及び第十二条第二項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

第三十一条 健康会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。及び学校給食(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条に規定する学校給食、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十三年法律第十八号)第二条に規定する学校給食をいう。以下同じ。)の普及充実に関すること。

二 義務教育諸学校(小学校、中学校又は特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。))の小学部若しくは中学部をいう。

第三十二条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第三十三条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第三十四条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第三十五条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第三十六条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第三十七条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第三十八条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第三十九条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第四十条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第四十一条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第四十二条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第四十三条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第四十四条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第四十五条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第四十六条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第四十七条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第四十八条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第四十九条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第五十条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第五十一条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第五十二条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第五十三条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第五十四条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第五十五条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第五十六条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第五十七条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第五十八条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第五十九条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第六十条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第六十一条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第六十二条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第六十三条 健康会は、前項の業務を行うこと。

第六十四条 健康会は、前項の業務を行うこと。

並びに学校の管理下における児童又は生徒の災害の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童又は生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、健康会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約(以下「免責の特約」という。)を付することができ。

4 健康会は、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

(共済掛金)
第二十一条 第十九条第一項第二号の災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2 前条第三項の規定により災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもつて同項の共済掛金の額とする。

3 健康会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額を健康会に対して支払わなければならない。

4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額(第二項の場合にあつては、同項の政令で定める額を控除した額)のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5 健康会は、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

(学校給食用物資の売渡価格)
第二十二條 健康会は、第十九条第一項第三号の規定により学校給食用物資を売り渡す場合の売

渡価格を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の売渡価格と、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費(以下「供給に要する経費」という。)の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。

(国の補助がある場合の共済掛金の支払及び売渡価格の算定)
第二十三條 健康会が第四十条第三項の規定により補助金の交付を受けた場合において、公立の学校の設置者が第二十一条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定により公立の学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしていないときは、健康会は、当該政令で定める額を公立の学校の設置者に返還しなければならない。

2 健康会は、第四十条第二項の規定により学校給食用物資の供給に要する経費について補助を受けた場合には、当該学校給食用物資に係る前条第二項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。

(学校給食用物資の供給に関する制限等)
第二十四條 健康会は、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

2 健康会がその供給に要する経費につき第四十条第二項の規定による補助を受けて供給する学校給食用物資を買入れ、加工し、又は保管する者は、当該学校給食用物資を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。

(高等学校等の災害共済給付)
第二十五條 第十九条第二項の災害共済給付については、第二十条及び第二十一条の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項及び第二十一条第四項中「保護者」とあるのは、「保護者又は生徒若しくは学生が成年に達している

場合には当該生徒若しくは学生」と読み替えるものとする。

(業務方法書)
第二十六條 健康会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)
第二十七條 健康会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)
第二十八條 健康会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十九條 健康会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)
第三十條 健康会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 健康会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)
第三十一條 健康会は、災害共済給付に係る経理、免責の特約に係る経理及び学校給食の用に供する物資の供給に係る経理については、それ

ぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第三十二條 健康会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 健康会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第三十三條 健康会は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 健康会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)
第三十四條 健康会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十五條 健康会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

昭和五十七年四月十六日 参議院會議録第十四号

日本学校健康会法案

三四六

(文部省令への委任)

第三十六条 この法律に規定するもののほか、健康会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国の補助

(監督)

第三十七条 健康会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、健康会に対してその業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十八条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、健康会に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、健康会の事務所若しくは健康会が学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣の同意等)

第三十九条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林水産大臣が協議して定めるものに關して、第二十二條第一項、第二十六條第一項又は第二十八條(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林水産大臣の同意を得なければならない。

2 農林水産大臣は、健康会に対して、第十九條に規定する業務(学校給食に係るものに限る。次項において同じ。)及びこれに係る資産の状況に關し、報告をさせることが出来る。

3 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、第十九條に規定する業務に關し、文部大臣に對して、第三十七條第二項の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第四十条 国は、予算の範囲内において、健康会の事務に要する経費の一部を補助することが出来る。

する。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費及び学校給食用物資の供給に要する経費の一部を健康会に對して補助することが出来る。

3 国は、公立の学校の設置者が第二十一條第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、健康会に對して補助することが出来る。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六條第二項に規定する要保護者
二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第七章 雑則

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第四十一条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

(損害賠償との調整)

第四十二条 学校の設置者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づき健康会が災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 健康会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、災害共済給付を行つたときは、その価額の限度において、当該災害に係る児童、生徒、学生又は幼児が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)

第四十三条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第四十四条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第四十五条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金の標準として、課することができない。

(解散)

第四十六条 健康会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十七条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十九條第三項、第二十六條第一項、第二十八條又は第三十三條第一項、第二項ただし書の若しくは第四項の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十六條第二項又は第三十六條の規定により文部省令を定めようとするとき。
三 第三十條第一項又は第三十五條の規定による承認をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第四十八条 第三十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした健康会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康会の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第四條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十四條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十七條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第五十条 第五條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三條から第二十條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内、昭和五十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(健康会の設立)

第二条 文部大臣は、健康会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、健康会の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、健康会の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、健康会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 健康会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(日本学校給食会及び日本学校安全会の解散等)

第六条 日本学校給食会及び日本学校安全会は、健康会の成立の時に解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時に對して健康会が承継する。

2 日本学校給食会及び日本学校安全会の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の日の前日に終わるものとする。

3 日本学校給食会及び日本学校安全会の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞ

れの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により日本学校給食会及び日本学校安全会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

5 第一項の規定により健康会が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

6 第一項の規定により健康会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 健康会が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で日本学校給食会又は日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(職員に関する経過措置)

第七条 日本学校安全会の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年以後に於ける国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第十一条第一項の復帰希望職員に該当するもののうち、引き続き健康会の職員となつたもの（以下「健康会関係復帰希望職員」という。）に係る同条第二項の規定の適用については、健康会及び健康会関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五十四年改正法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の第二項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

2 健康会関係復帰希望職員に係る昭和五十四年改正法附則第十一条第四項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に日本学校健康会

という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 健康会の最初の事業年度は、第二十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 健康会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「健康会の成立後遅滞なく」とする。

(健康会に対する便宜の供与)

第十一条 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれる健康会の従たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)

第十二条 健康会は、当分の間、第十九条に規定する業務のほか、保育所（児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。）の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 前項の災害共済給付については、第二十条及び第二十一条の規定を準用する。

3 第一項の災害共済給付については、第四十二条第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」とあるのは「附則第十二条第一項に規定する児童」とする。

(日本学校給食会法等の廃止)

第十三条 次の法律は、廃止する。

一 日本学校給食会法（昭和三十年法律第四百十八号）

二 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第九十八号）

(日本学校給食会法等の廃止に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校安全会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免

責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校給食会法（第十一条及び第十七条を除く。）又は日本学校安全会法（第十条及び第十七条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 附則第十三条の規定の施行前にした同条の規定による廃止前の日本学校給食会法又は日本学校安全会法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第十六条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

別表第一第一号の表中

日本学校健康会

日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

別表第二第一号の表中

日本学校健康会

日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

日本学校健康会

日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

日本学校健康会

日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

(昭和三十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「日本学校安全会法（昭和三十四年法律第九十八号）」を「日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

地方税法の一部改正

第十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校安全会、日本学校給食会」を「日本学校健康会」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

日本学校健康会法（昭和五十五年法律第

昭和五十七年四月十六日 参議院會議録第十四号

日本学校健康会法案

新たに日本学校健康会を設立し、児童生徒等の健康の保持増進を図らうとするものであります。

委員会におきましては、第九十四回国会で趣旨説明の聴取を行った後、第九十五回国会では学校給食に関する参考人の意見聴取と現地調査を、本国会では学校安全に関する参考人の意見聴取を行うなど、きわめて熱心な審査が行われました。

両国会における主な質疑としては、両法人統合の理由と業務の一体的進め方、運営審議会の構成と職務、職員の人事と労働条件、学校給食関係業務縮小の是非、食品・食器等の検査の充実、共同調理場のあり方、学校の施設・設備の安全施策、災害共済給付の充実策、養護教諭、学校栄養職員等の適正配置等広範な諸問題が取り上げられましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終了の後、日本社会党を代表して小野委員より、運営審議会について、その付議事項を明確化するともに、教職員代表を委員に加える旨の修正案が、次いで公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して高木委員より、学校給食用物資の供給業務は、六十一年度以降米・小麦粉等いわゆる指定物資に限定する旨の修正案が、また自由民主党・自由国民会議を代表して大島委員より、本法律の施行期日が昭和五十七年度となることに伴う事業年度等に関する修正案が、それぞれ提出されました。

引き続き、討論に入り、日本社会党を代表して本岡委員より、同党の修正案に賛成、原案及び他の二修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して田沢委員より、同党の修正案及び修正部分を除く原案に賛成、他の二修正案に反対、公明党・国民会議を代表して柏原委員より、同党及び民社党・国民連合の修正案に賛成、原案及び他の二修正案に反対、日本共産党を代表して佐藤委員より、日本社会党の修正案に賛成、原案及び他の二修正案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、日本社会党提出の修正案及び公明党・国民会議、民社党・国民連合共同提出の修正案はいずれも賛成多数をもって否決され、自由民主党・自由国民会議提出の修正案及びその

修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、よって本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、各派共同提出の附帯決議が行われました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

本日はこれにて散会いたします。午前十時十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 徳永 正利君
副議長 秋山 長造君

議員
鶴岡 洋君 大川 清幸君
馬場 富君 高木 健太郎君
桑名 義治君 中野 明君
三木 忠雄君 中村 鋭一君
伊藤 郁男君 大坪 健一郎君
塩出 啓典君 原田 立君
宮崎 正義君 柳澤 鍊造君
井上 計君 前田 勲男君
岩上 二郎君 藤原 房雄君
黒柳 明君 田代 富士男君
三治 重信君 柄谷 道一君
坂元 親男君 矢追 秀彦君
鈴木 一弘君 渋谷 邦彦君
柏原 ヤス君 栗林 卓司君
中村 徳二君 志村 愛子君
多田 省吾君 小平 芳平君

中尾 辰義君 藤井 恒男君
田淵 哲也君 新谷 三郎君
安井 謙君 大石 武一君
青島 幸男君 江田 五月君
森田 重郎君 前島 三郎君
秦 豊君 野末 陳平君
三浦 八水君 松尾 官平君
井上 孝君 板垣 正君
岩本 政光君 山本 富雄君
谷川 寛三君 山本 雅也君
堀江 正夫君 降矢 敬雄君
降矢 敬義君 福島 茂夫君
戸塚 進也君 平井 卓志君
林 道君 井上 吉夫君
大鷹 淑子君 遠藤 要君
細川 護照君 河本 嘉久蔵君
片山 正英君 嶋崎 均君
稲嶺 一郎君 中村 太郎君
中西 一郎君 松垣 徳太郎君
八木 一朗君 那 祐一君
塚田 十一郎君 田中 正巳君
白井 莊一君 熊谷 三郎君
源田 実君 安田 隆明君
藤田 正明君 北 修二君
田原 武雄君 成相 善十君
林 寛子君 宮澤 弘君
杉山 令登君 藤井 孝男君
村上 正邦君 松浦 功君
森山 眞弓君 田代 由紀男君
井上 裕君 江島 淳君
大河 原太郎君 堀内 浩君
遠藤 三郎君 堀内 俊夫君
遠藤 政夫君 藤井 裕久君
野呂 芳成君 中村 啓一君
高平 公友君 高橋 圭三君
鈴木 正一君 大島 友治君
亀井 久興君 上條 勝久君
坂野 重信君 夏目 忠雄君
山東 昭子君 堀木 又三君
斎藤 十朗君 古賀 重四郎君
小林 国司君 上田 稔君

山崎 竜男君 中山 太郎君
西村 尚治君 楠 正俊君
山内 一郎君 加藤 武徳君
木村 睦男君 小澤 太郎君
植木 光教君 増岡 康治君
真鍋 賢二君 美濃部 亮吉君
山田 耕三郎君 中山 千夏君
福田 宏一君 仲川 幸男君
内藤 健君 梶原 清君
川原 新次郎君 関口 恵造君
田沢 智治君 高木 正明君
村沢 牧君 亀長 友義君
衛藤 征士郎君 岩崎 純三君
伊江 朝雄君 後藤 正夫君
秦野 章君 嶋山 威一郎君
宮田 輝君 寺田 熊雄君
石本 茂君 鈴木 省吾君
長田 裕二君 内藤 三郎君
土屋 義彦君 村田 秀三君
野田 哲君 初村 浩一郎君
岩動 道行君 玉置 和郎君
岩崎 孝且君 小谷 守君
本岡 昭次君 山田 謙君
坂倉 藤吾君 下田 京子君
佐藤 三吾君 大森 昭君
松前 達郎君 磯山 篤君
高杉 勉忠君 近藤 忠孝君
勝又 武一君 吉田 正雄君
大木 正吾君 安武 洋子君
佐藤 昭夫君 広田 幸一君
矢田部 理君 福岡 知之君
片山 甚理君 香取 夕子君
山中 郁子君 片岡 勝治君
宮の原 光君 和田 静夫君
竹田 四郎君 立木 洋君
神谷 信之助君 小山 一平君
小野 明君 川村 清一君
田中 寿美子君 曾々 久保光君
戸叶 武君 小笠原 貞子君
市川 正一君 瀬谷 英行君
青木 新次君 赤桐 操君

昭和五十七年四月十六日 参議院會議録第十四号 議長の報告事項 審査報告書(第十二号参照)

議員派遣中の議員
藏内 修治君 中野 鉄造君

議長の報告事項
一昨十四日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員

法務委員
伊藤 郁男君 補欠 柳澤 鍊造君

文教委員
戸塚 進也君 補欠 関口 恵造君
初村 滝一郎君 吉田 実君
宮本 顯治君 山中 郁子君

社会労働委員
吉田 実君 補欠 初村 滝一郎君
降矢 敬義君 成相 善十君

商工委員
関口 恵造君 補欠 戸塚 進也君
目黒今朝次郎君 青木 薪次君

運輸委員
瀬谷 英行君 補欠 大森 昭君

通信委員
青木 薪次君 補欠 目黒今朝次郎君
柳澤 鍊造君 伊藤 郁男君

成相 善十君 補欠 降矢 敬義君

大森 昭君 補欠 瀬谷 英行君
山中 郁子君 宮本 顯治君

安武 洋子君 補欠 市川 正一君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する特別委員

中村 啓一君 補欠 四山 雅也君
井上 孝君 梶原 清君
杉山 令肇君 楠 正俊君

理事 内藤 健君 (三浦入水君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員
会に付託した。
昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法
律案(閣法第九号) 大蔵委員会に付託
住宅金融公庫法及び北海道防犯住宅建設等促進
法の一部を改正する法律案(閣法第三五号) 建設委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。
臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措
置法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。
臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措
置法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
同日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
板垣 正君 補欠 初村 滝一郎君
地方行政委員
山田 譲君 補欠 宮之原貞光君

柳澤 鍊造君 補欠 小西 博行君

世耕 政隆君 補欠 岡部 三郎君
同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)(参第一号)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資
格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案(法務委員長提出)

〔第十二号参照〕

審査報告書

千九百八十年の国際コリア協定の締結につい
て承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月八日

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、千九百七十五年の国際コリア協

昭和五十七年四月十六日 参議院會議録第十四号 審査報告書(第十二号参照)

昭和五十七年四月八日 外務委員長 稲嶺 一郎
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
国際コヒーシール理事会により有効期間の一年の延長が決議された千九百七十六年の国際コヒーシール協定は、国際市場におけるコヒーシール価格の変動を防止し、コヒーシール生産国の輸出収入の安定及び消費国への十分な供給を図ることを目的として、国際コヒーシール機関の存続、コヒーシールの在庫の設置、運用等について規定したものである。我が国がこの協定を締結したことは、コヒーシールの価格安定に寄与するとともに、開発途上にあるコヒーシール生産国の経済発展に引き続き協力する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

費用

国際コヒーシール機関分担金として、昭和五十七年度予算に千六十六万六千円が計上されている。

審査報告書

第六次国際コヒーシール協定の締結について承認を求めた件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月八日 外務委員長 稲嶺 一郎
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、第五次国際コヒーシール協定に代わるものであつて、累次の国際コヒーシール協定と同様、緩衝在庫の操作と輸出統制によつて生産国の市場価格の変動を防止し、生産国の輸出収入の安定及び消費国への十分な供給を図ることを主たる目的とするものである。我が国がこの協定を締結することは、開発途上にあるコヒーシール生産国の経済発展に引き続き協力する等の見地から望ましいと考えられるので、妥当な措置と認めた。

費用

国際コヒーシール理事会の分担金として、昭和五十七年度予算に二千八百七十九万五千円が計上されている。

審査報告書

千九百八十一年九月二十五日に国際コヒーシール理事会決議によつて承認された千九百七十六年の国際コヒーシール協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めた件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

た。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十七年四月八日 法務委員長 鈴木 一弘
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額を引き上げようとするものである。よつて、妥当な措置と認めた。

費用

本法律案に要する費用は、昭和五十七年度裁判所関係予算の刑事補償金九千四百八十八万五千円の中に計上されている。

審査報告書

機械類信用保険法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月八日 商工委員長 降矢 敏雄
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、中小企業が経営管理の合理化を図るために必要とするコンピュータのプログラムの入手・利用を容易にするために、ソフトウェア業の発展を促進するため、新たにプログラムに係る割賦販売契約、リース契約等による取引について、政府が信用保険を行う制度を創設しようとするものである。よつて、妥当な措置と認めた。

費用

本法律案に要する費用として、昭和五十七年度機械類信用保険特別会計に、一般会計からの受入れ分として三億円が計上されている。

審査報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月八日 内閣委員長 遠藤 要
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、電気通信の重要性の増大にかん

三五〇

がみ、電気通信行政の公平かつ能率的な運営を図るため、郵政審議会を改組し、有線放送審議会を廃止して、電気通信審議会を設置する等の措置を講じようとするものである。よつて、妥当な措置と認めた。
なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法律案に要する経費として、三百三十一万八千円が昭和五十七年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、電気通信行政のあり方が経済、社会、文化など広範な分野に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
一、電気通信審議会委員の選及び運営に当たつては、広く各界の有識者を網羅し、民意が十分に反映するよう配慮すること。
二、技術の進歩及び社会の要請に適切に対応するため、長期的視点に立つた電気通信行政の推進に努めること。

右決議すること。

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五二二(六代)
定価 一〇〇円

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可